

## 退職金規程

### (目的)

第1条 この規程は、一般財団法人日本フットサル連盟（以下「本連盟」という。）就業規程第26条の規程に基づき、職員の退職金に関し必要な事項を定めることを目的としている。

### (退職金の支給範囲)

第2条 職員が退職した場合はこの規定により退職金を支給する。ただし、適用となる職員は就業規程第3条2項の(1)正職員とする。

2 新たに雇い入れた職員については、試用期間を経過し、本採用となった月に適用とする。

### (退職金の計算方法)

第3条 退職金の支給は、本連盟が各職員について独立行政法人勤労者退職金共済機構・中小企業退職金共済事業本部（以下「中退共」という。）との間に退職金共済契約を締結することによって行うものとする。

2 退職金共済契約は、職員ごとに、別表に定める掛金月額によって締結し、毎年3月に掛金を調整する。

3 休職期間および業務上の負傷又は疾病以外の理由による欠勤がその月の所定労働日数の2分の1を超えた期間は、中退共の掛金納付を停止する。

4 退職金の額は、掛金月額と掛金納付月数に応じ中小企業退職金共済法に定められた額とする。

5 この規程の実施前から在籍している職員について、勤続年数に応じ過去勤務期間通算の申出を中退共に行うものとする。

### (退職金の減給)

第4条 職員が懲戒解雇をされた場合には、中退共に退職金の減額を申し出ることがある。

### (退職金の支払い方法)

第5条 退職金は、職員（職員が死亡したときは遺族）に交付する「退職金共済手帳」により、中退共から支給を受けるものとする。

2 職員が退職または死亡したときは、やむを得ない理由がある場合を除き、本人または遺族が遅滞なく退職金を請求できるよう、速やかに「退職金共済手帳」を本人または遺族に交付する。

### (改廃)

第6条 この規程は、関係諸法規の改正及び社会事情の変化などにより必要がある場合には、職員代表と協議のうえ改廃することがある。

### (補則)

第7条 本規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則 この規定は、令和4年9月4日から施行し、令和4年4月1日から適用する。

## 別表

月々費用	一般社員	事務局長
2年未満	8,000	9,000
2年から5年未満	10,000	11,000
5年から10年未満	12,000	13,000
10年から15年未満	14,000	15,000
15年から20年未満	16,000	17,000
20年から25年未満	18,000	19,000
25年から30年未満	20,000	21,000
30年以上	22,000	23,000